

川越市意見公募手続要綱の概要

1 目 的

市の基本的な計画等の策定過程における公正の確保と透明性の向上とともに、市政参画と協働のまちづくりを推進するため、意見公募手続（パブリック・コメント手続）について定めようとするもの。

2 概 要

(1) 意見公募手続の実施機関

すべての執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者）

(2) 意見を提出できるもの

市民
在勤者
在学者
市の事務事業に利害関係のある者

(3) 意見公募手続の対象となる施策等の策定

市の基本的な政策又は個別の行政分野における施策に係る基本的な計画の策定又は重要な改定
実施機関が意見公募手続を行うことが必要と認めるもの

(4) 意見公募手続の実施

基本的な計画等の案や意見の提出方法等について公表（基本的な計画等の案は、市役所や市ホームページで閲覧可能）。

30日以上の意見提出期間を設けて、広く市民等から意見を募集
提出された意見を考慮して基本的な計画等を策定

基本的な計画等の策定後、意見の内容と意見を市の考え方などを公表

(5) 施行期日

平成18年4月1日から施行